

愛知教育大学における障害学生支援に関する基本規程

2021年10月26日
規程第48号

(趣旨)

第1条 この規程は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）並びにその他の法令の定めに基づき、愛知教育大学（以下「本学」という。）において、障害のある学生を受け入れ、修学等の支援（以下「支援」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他心身の機能の障害等があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障害のある学生が不利益を受けないよう必要かつ合理的な配慮を提供するとともに、障害のある学生の支援に関して、全学的見地に立ち、具体的な方策を推進する責務を有する。

(教職員の責務)

第4条 教職員は、国立大学法人愛知教育大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（2016年学長決定）を遵守し、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう具体的支援を実施し、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

(障害学生支援室)

第5条 障害のある学生が公平・公正な修学環境を得られるよう支援するため、本学に障害学生支援室（以下「支援室」という。）を置く。

2 支援室に関する事項は、別に定める。

(障害学生サポート委員会)

第6条 障害のある学生の支援に関する方針を審議し策定するため、障害学生サポート委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

(支援の申請)

第7条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援を申請することができる。

2 支援の申請は、支援室が受理し、関係する事務部局及び障害のある学生が所属する課程、専攻、専修、コース等（以下「関係部局」という。）とともに障害のある学生の教育的ニーズや意思について十分な聴取を行う。

(支援計画の作成)

第8条 支援室及び関係部局は、障害のある学生の支援の申請に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で個別の支援計画を作成し、委員会に報告する。

(合意の形成)

第9条 支援計画は、当該学生の合意を得て決定する。

2 支援計画決定後、支援室は当該学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

(支援の実施)

第10条 具体的支援は、障害のある学生が所属する課程、専攻、専修、コース等が、支援室等との連携の下で主たる責任をもって実施する。

(相談対応)

第11条 支援室は、具体的支援が円満かつ継続的に行われるよう、障害のある学生及び障害のある学生の支援に関わっている教職員からの相談に的確に応じ、具体的支援の課題の解決に努めなければならない。

(事務)

第12条 障害のある学生の支援に関する事務は、関係部局の協力を得て学生支援課において行う。

2 本学が主催する行事等で障害のある者を受け入れる場合は、当該行事等を主催する部局が支援を実施するものとする。

(情報保護)

第13条 障害学生支援に携わる者は相互に連携し、障害のある学生に合理的配慮を提供するために必要な場合は、障害のある学生本人の同意を得たうえで守秘義務を遵守して個人情報と共有することができるものとする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、委員会及び教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、障害のある学生の支援に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2021年11月1日から施行する。